

三河モバイルIT推進コンソーシアム

○規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、モバイルIT推進コンソーシアム（以下、「本会」という。）と称する。

第2条 目的

本会は、モバイルITの「現実性」、すなわち、企業活動や地域活動、社会生活での有効性や効果性を検証しながら、モバイルITの社会的な普及・発展を推進することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) モバイルITの活用事例の紹介
- (2) 各々のご意向やニーズの具体的な内容に基づくモバイルITの用途提案や関連情報の提供
- (3) 各々のご意向やニーズに基づく、新たなビジネスモデルコンセプトの企画
- (4) 上記(2)(3)に基づくモバイルITの協働による用途開発、システム開発
- (5) 上記(4)の導入による仮説検証と検証結果の発表
- (6) 上記に関連する企業、業種団体、地域団体、個人のイベント等の支援
- (7) 上記に関連する企業、業種団体、地域団体、個人との協働でのイベント等開催

第2章 会員及び役員

第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた企業、団体及び個人とする。

第5条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、コンソーシアムの会員であることを広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、コンソーシアムが実施する広告、広報、催事等においてその名称が掲出されることを承認する。
- (3) 会員は、コンソーシアムの活動に積極的に参加する。

第6条 入退会

- (1) 本会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本会を退会しようとする者は、幹事会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3) 会員が本規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。

第7条 事業年度

- (1) コンソーシアム活動の事業年度は、通常4月1日から3月31日までとする。
- (2) コンソーシアムの第1事業年度は、平成24年1月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 年会費

- (1) コンソーシアムの会費は、第1事業年度は無料とする。
- (2) 第2期事業年度以降の会費は幹事会において決定し、当該事業年度が始まる1ヶ月前までに会員に通知するものとする。特に通知を行わない場合、翌年事業年度は無料とする。

第9条 役員

- (1) 本会に、役員として会長1名、副会長若干名を置く。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。

第3章 総会、幹事会等

第10条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を年2回程度開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、会長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - [1] 本規約の改正
 - [2] その他本会の運営に関して重要な事項

第11条 幹事会

- (1) 本会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。
- (3) 本会発足時における幹事は、会長が発起人から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会発足後は、会長が会員から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (5) 幹事会の議長は、会長が兼務する。
- (6) 幹事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- (7) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (8) 幹事会は、本会への入会申し込みを承認するほか、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について議決する。

第12条 ワーキンググループ

- (1) 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、幹事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- (3) ワーキングの主査は、幹事会が幹事の中から指名し、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

第13条 庶務

庶務は、担当する会社・団体からなる事務局を設置し、行うものとする。また、庶務の範囲を超える諸活動の管理が必要となった場合は、担当する会社・団体を幹事会において決定するものとする。

第4章 雑則

第14条

本会には、各商工会議所、地域団体、行政主幹部門ご担当者を、オブザーバとして招聘することができる。

第15条

- (1) 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- (2) 第15条(1)の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

第16条

本規約は、総会の決議により改正することができる。

第17条

本会は、総会の決議により解散することができる。

第18条

この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

附則1

この規約は、平成24年12月22日から施行する。